

第35回

東日本大震災の支援活動の現場で活躍する
若手弁護士に聞く

聞き手：新進会員活動委員会委員 伊藤 献 (59期)

新進会員活動委員会による「東日本大震災の支援活動の現場で活躍する若手弁護士に聞く」第3弾は、法テラス福島法律事務所で活躍する加畑貴義弁護士、頼金大輔弁護士にお話を伺いました。

——震災当時、お二人はどこにいたのでしょうか。

加畑：私たち弁護士2人と事務員2人の4人全員が事務所にいました。立ってられないほどの揺れを感じて一時机の下に隠れ、揺れが一時収まった直後に、ビルの外の駐車場に避難しました。運良く家族には地震直後に、携帯電話のメールで無事を知らせることができました。地震により、東北新幹線が運行不能となり、仙台から通われている事務員が、帰宅困難になってしまいました。

頼金：私もその日のうちに家族には無事を知らせました。事務員が帰宅困難になっていたの、事務所に残り、買い出しに行ったりしました。

——直後の業務状況はどうだったのでしょうか。

加畑：裁判所から、翌週の民事事件の期日延期の連絡がありました。依頼者との打合せは全てキャンセルせざるを得ない状況でしたので、固定電話が復旧した15日頃から順次依頼者の方に連絡致しました。沿岸部に住まわれている依頼者の中には、連絡が付かない方も多くいらっしゃいました。幸いにも、後に皆さんの無事が確認できました。

頼金：刑事事件については、相馬市内の弁護士が避難等で事件に対応できなくなってしまったため、少年事件を引き継いだり、普段は担当ではない相馬市の事件が福島本庁に配転されたりしました。

——業務における震災の影響はいかがでしたか。

加畑：震災後しばらくの間、ガソリンが全く手に入られませんでしたので、車のガソリン残量とにらめっこしながら業務を行っていました。同じような理由で、依頼者の方も来所することが困難だったために、結局、打合せが可能になったのは3月の終わりからでした。

頼金：刑事事件でも、ガソリンの不足は大きな影響がありました。ときには、往復14キロかかる福島拘置所まで自転車で行きに行かなければならないこともありました。

——震災に関する法律相談などは行われましたか。

加畑：まず県弁護士会が主催する被災者法律相談に参加しました。特に相馬支部のマンパワーが不足していたので、月2回程のペースで福島から相馬まで出張し法律相談を行いました。また個人的にも、近隣市内の避難所相談を行いました。相馬市では当初、地震保険や交付金、東京電力への賠償請求に関する相談が多かったです。津波により御親族を亡くされた方の御相談も受けさせて頂きました。

頼金：電話の無料相談や、事務所にかかってくる相談もありました。地震で塀が倒れて、隣家の車を破損したといった相隣問題や、せっかく土地を買ったが放射能が心配なのでキャンセルしたいなどの相談もありました。

——震災に関する知識や情報はどのように入手しているのでしょうか。

加畑：震災後すぐに「東日本大震災・弁護士情報交換メーリングリスト」が立ち上がり、情報や知識の取得にとっても役立ちました。阪神淡路大震災等を経験された弁護士や、同じ被災地である岩手や宮城の弁護士の方々と情報交換等ができて、本当に助かりました。

頼金：各弁護士会での、阪神淡路大震災等を経験された

福島県弁護士会 法テラス福島法律事務所

加畑 貴義 弁護士 (61 期)

2010 年 1 月から法テラス福島法律事務所 (写真右)

頼金 大輔 弁護士 (62 期)

2011 年 1 月から法テラス福島法律事務所 (写真左)



先輩弁護士による講習や勉強会も時間があれば出席してお話を参考にさせて頂きました。

——法律相談以外では、どのような活動をされたのでしょうか。

加畑：避難所で生活する透析患者の食事の改善を求める要望書を福島県知事宛に提出しました。要望書を作成するために患者の方や医師から意見を聞いたり、政治家やマスコミとも連絡を取ったりと普段とは異なる行動が必要とされました。兄弟姉妹に弔慰金を支給するようにする災害弔慰金支給法の改正に関しても、県に要請書を提出するなどしました。

頼金：義援金や東京電力からの仮払金の給付で生活保護が停止・廃止された事例についても、弁護士会に上申書を提出し会長声明の発表につながったことで他の自治体への牽制になりました。こうやって制度や運用のありかたに関わり、被災者の支援をすることには、とてもやり甲斐を感じます。

——現在（2011年9月時点）はどのような活動をなさっているのですか。

頼金：被災者の既存債務からの解放を求める運動について、駅前で署名活動をしました。皆、足を止めて署名してくれ、関心の高さがうかがえました。

加畑：福島に原子力損害賠償紛争解決センターが設置され、具体的な賠償請求を検討する段階に入ってきています。全体相談や個別相談に参加し、被災者の方の相談を聞きながら、損害項目や申立事項の検討を進めています。

——東京電力に対しては損害賠償の請求等を行っているのでしょうか。

加畑：現時点では相談段階ですが、いずれ原子力損害賠償紛争解決センターに和解仲介を申立てることになると思います。

頼金：同センターにおいて、どのような和解仲介手続がなされるかについても、注視しなくてはならないと思います。中間指針に認められていない被害についても、東電に積極的に請求していくべきであると考えます。

——最後に、これを読んでいる東京の若手弁護士にひとこと頂けますか。

頼金：メーリングリストなどでもそうですが、情報を整理してまとめたり、法律の解釈を掘り下げて見解を示したり、立法提言を行ったりといった後方支援は、現場の弁護士がなかなか手の回らないところです。このような後方支援を東京の若手弁護士の皆さんが行ってくれていることが本当に助かります。

加畑：被災地で活動していると、どうしても近視眼的になりがちです。そのような時に、災害に関する法律の解釈や行政の動き、被災者支援等について、様々な角度から多様な御意見を頂くと、本当にありがたいです。

最後に皆様、福島に是非遊びにいらして下さい。磐梯山や五色沼、会津若松城など福島には見所がたくさんあります。福島でお金を使って頂けることも、大事な復興活動の一環であり、とても嬉しく思います。